

高等学校保護者 様

平成 29 年 6 月 9 日

学校法人日出学園
学園業務部

高等学校等就学支援金について

初夏の候 保護者様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。さて、就学支援金等手続きに関しましてお知らせいたします。下記内容をご確認の上、該当される方は学園にて代理申請を致しますので、書類のご提出をお願いいたします。

記

- ・対象生徒 ※年収 910 万円未満の世帯（ご両親の年収の合計金額です）。
市区町村から発行される課税証明書・所得証明書の「市区町村民税 所得割額」が 30 万 4,200 円未満の世帯。

・支給金額

基準額早見表 ※課税証明書・所得証明書の「市区町村民税 所得割額」が基準になります。

*市区町村民税 所得割額 0 円（非課税）	支援金金額 19,000 円／月
*市区町村民税 所得割額 ～ 5 万 1,300 円未満	支援金金額 19,000 円／月
*市区町村民税 所得割額 ～15 万 4,500 円未満	支援金金額 14,850 円／月
*市区町村民税 所得割額 ～30 万 4,200 円未満	支援金金額 9,900 円／月
*市区町村民税 所得割額 30 万 4,200 円以上	支援金金額 0 円／月
*申請しない場合	支援金金額 0 円／月

- ・提出書類（7 月～3 月分）

◎ 現在、支援金を申請・受給されている方

「収入状況届出書」 高等学校等就学支援金「収入状況届出書」の□に✓印をつけて、記入方法を参考に必要事項を記入してください。

◎ 現在、支援金を受給されていない方で今回申請される方

「受給資格認定申請書」 高等学校等就学支援金「受給資格認定申請書」の□に✓印をつけて、記入方法を参考に必要事項を記入してください。

◎ 共通でご提出いただく書類

「29 年度課税証明書・所得証明書」（市区町村役場にてお取りください。）

※ご両親ともに収入がある場合は、ご両親分（市区町村民税 所得割額が記載されているもの）。

※ご両親のうち、どちらか一方が扶養控除配偶者の場合でもご両親分ご提出いただければ確実です。

- ・提出期限 6 月 30 日（金） 必着（期限を過ぎますと 29 年度の申請はできませんのでご注意ください。）
- ・提出方法 任意の封筒に入れ、封をして支援金と明記の上、担任までご提出ください。
- ・還付方法 支援金は千葉県より学校が代理受領します。代理受領後、授業料引落とし口座へ振り込みます。

※ 29 年度の所得割額が 30 万 4,200 円以上の方は受給対象になりません。

※ 授業料が免除されている特待生は受給対象になりません。

お問合せは、業務部支援金担当までご連絡ください。TEL 047-323-3000